

函館市監査公表第28号

函館市長から「財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年10月28日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

函 総 務
平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、
次のとおり通知します。

部局名	総務部		
監査の種類	定期監査 ・ その他 （財政援助団体等監査）		
監査等実施時期	平成 2 4 年 1 2 月 4 日～ 平成 2 5 年 2 月 2 5 日	講評日	平成 2 5 年 5 月 9 日
指 摘 事 項 等			
<p>（1）函館市地域交流まちづくりセンターの駐車場管理について</p> <p>駐車場の管理に関し、利用者へ駐車場整理券を交付していないものが見受けられ、駐車場の利用実態が把握できない状況にあることから、このような状態の是正を図るため、適切な駐車場管理を行うよう NPO サポートはこだてグループへの指示を徹底されたい。</p>			
措 置 内 容			
<p>函館市地域交流まちづくりセンター駐車場の管理については、あらためて、「函館市地域交流まちづくりセンター駐車場管理規則」（平成 1 8 年函館市規則第 9 1 号）に基づき、適切な管理に努めるよう指導したところでありますが、NPO サポートはこだてグループでは、受付の際の駐車場整理券の交付を徹底したほか、駐車場入口に利用料金等を記した看板を設置し、利用者への周知を図っているところであります。</p> <p>また、職員が駐車場を定期的に巡回し、センターの利用以外で駐車されている方に対し、車両を移動するよう注意喚起にも努めております。</p> <p>今後におきましても、定期的に駐車場の管理状況を確認するなど、適正な駐車場管理が図られるよう指導を徹底してまいります。</p>			

